

大

社援總発0125第1号
平成24年1月25日

岩手県、宮城県、福島県

栃木県、茨城県、千葉県、長野県 災害救助担当主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局総務課長



建設された応急仮設住宅の水道管凍結防止の徹底について

東日本大震災で建設した応急仮設住宅における寒さ対策については、既に「東日本大震災の発生に伴い建設された応急仮設住宅における寒さ対策について」（平成23年9月28日付け社援總発0928第1号当職通知）において、早急に必要な取組をお願いしているところであります。

しかしながら、今般、厳冬期を迎え、例年より寒い日が多い中、応急仮設住宅に設置されている水道管が凍結する事案が発生しています。

このため、応急仮設住宅の水道管の凍結防止対策に係る留意事項について、下記のとおり取り急ぎ整理しましたので、応急仮設住宅の水道管の再点検を実施していただき、必要に応じて適切な措置を講じられるよう特段の配慮をお願いするとともに、管下市町村に対して周知していただきますよう願いします。

記

1 応急仮設住宅の水道管について、水抜きしても水が抜けきれず、これが凍結する事例が報告されています。

このため、全ての応急仮設住宅に設置されている水道管の配置状況について、至急、施工業者と協力して再点検を実施するとともに、再点検の結果、水道管の勾配の確保などの追加工事が必要な場合には、早急に措置を講じていただくようお願いします。

- 2 応急仮設住宅の床下については、風の吹き抜けを防止するための囲いの設置など、水道管の凍結を防止するための措置を適切に講じていただくようお願いします。
- 3 応急仮設住宅に入居されている方々に対して、水道管の水抜きの説明会の実施、チラシの配布等により、確実に水抜きを実施していただくよう、改めてその周知徹底をお願いします。
- 4 なお、上記の対応に係る経費については、災害救助法による国庫負担の対象となります。ですが、施工業者の瑕疵による施工不良が原因の場合には、施工業者がその責任を負うべきものであるため、災害救助法による国庫負担の対象とはなりません。